

## ○能代市大館能代空港利用促進助成金交付要綱

平成 23 年 3 月 23 日

告示第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民の大館能代空港（以下「空港」という。）の利用促進を図るため、空港発着の航空機を利用したものに対し、市が航空運賃の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第 2 条 助成金の交付対象者は、搭乗する日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者（次号に掲げる者を除く。）
- (2) 本市内に所在する事業所に所属する者であって、当該事業所から航空機の利用に係る旅費が支給されているもの
- (3) 本市以外の市町村（特別区を含む。）に住所を有する学生であって、本市内に扶養者を有するもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定に該当するものが次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付対象者としなない。

- (1) 官公庁の職員であって、公務による出張のために航空機を利用した場合
- (2) 団体名が記載されている航空券を利用した場合（小中学校等の修学旅行による利用を除く。）
- (3) 5 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間の国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日に航空機を利用した場合

(令 6 告示 137・令 8 告示 100・一部改正)

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、片道 1 回につき 2, 0 0 0 円とする。

(平 25 告示 61・平 30 告示 13・令 2 告示 24・令 8 告示 100・一部改正)

(助成金の申請及び交付)

第 4 条 助成金の交付を受けようとするものは、大館能代空港利用促進助成金交付申請書（兼請求書）（別記様式）に必要事項を記入し、第 2 条第 1 項に該当するものであることを証明する書類を添付して、搭乗した日から起算して 3 0 日以内に市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請をすることができる者は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、第 1 号又は第 3 号の区分に該当する場合において、交付対象者が未成年者であるときは、当該申請をすることが

できる者をその保護者とする。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げる者 交付対象者又は交付対象者の同居親族である代理人
- (2) 第2条第1項第2号に掲げる者 交付対象者が所属する事業所の代表者
- (3) 第2条第1項第3号に掲げる者 交付対象者を扶養する者
- (4) 第2条第1項第4号に掲げる者 市長が適当と認める者

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(平30告示116・令2告示158・令8告示100・一部改正)

(助成金の返還)

第5条 市長は、助成金の交付を受けたものが、偽りその他不正行為により助成金を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(令2告示158・旧附則・一部改正)

(新型コロナウイルス感染症の影響による助成金の額の特例)

2 令和3年1月1日から同年3月31日までの間に搭乗したものに係る助成金に関する第3条の規定の適用については、同条中「2,000円」とあるのは、「5,000円」とする。

(令2告示158・追加、令3告示161・一部改正)

3 令和3年12月1日から令和4年3月31日までの間に搭乗したものに係る助成金に関する第3条の規定の適用については、同条中「2,000円」とあるのは、「5,000円」とする。

(令3告示161・追加)

4 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間に搭乗したものに係る助成金に関する第3条の規定の適用については、同条中「2,000円」とあるのは、「5,000円」とする。

(令4告示135・追加)

附 則(平成23年6月3日告示第91号)

この告示は、平成23年6月3日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成23年8月31日告示第115号)

この告示は、平成23年8月31日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日告示第 61 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
(助成金の額に関する経過措置)
- 2 改正後の第 3 条の規定は、この告示の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、この告示の施行の前日に搭乗したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 2 月 1 日告示第 5 号)

この告示は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 28 日告示第 21 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 6 日告示第 13 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
(助成金の額に関する経過措置)
- 2 改正後の第 3 条の規定は、この告示の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、この告示の施行の前日に搭乗したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 7 月 19 日告示第 116 号)

この告示は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 12 日告示第 24 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
(助成金の額に関する経過措置)
- 2 改正後の第 3 条の規定は、この告示の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、この告示の施行の前日に搭乗したものについては、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 12 月 15 日告示第 158 号)

この告示は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 11 月 19 日告示第 161 号)

この告示は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する

附 則(令和 4 年 9 月 28 日告示第 135 号)

この告示は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日告示第 51 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 8 月 29 日告示第 116 号)

この告示は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 11 月 1 日告示第 137 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、この告示の施行の日前に搭乗したものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和8年5月19日告示第100号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年5月19日から施行する。ただし、第2条第2項第2号の次に1号を加える改正規定は、同年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の能代市大館能代空港利用促進助成金交付要綱の規定(第2条第2項第3号の規定を除く。)は、前項本文の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、同日前に搭乗したものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正後の第2条第2項第3号の規定は、附則第1項ただし書の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、同日前に搭乗したものについては、なお従前の例による。